

# 保護者の皆さまへ 預かり保育 利用申込みにあたってのお願い

## 「預かり保育」とは

「預かり保育」は、保護者の就労などにより家庭保育が困難な園児に対して行います。事前申し込みが必要ですので、利用前に必ず手続きをしてください。

### ①手続きについて

通園予定の幼稚園に以下の書類を提出してください。

1. 預かり保育利用申込書
2. 子育てのための施設等利用給付認定申請書
3. 「就労証明書」などの預かり保育の必要性を証明する書類（父・母）

※きょうだい児の現況届で就労証明書等を提出している場合は、不要です。

### ②「求職活動や起業準備」で申込みされた方へ

**就労先が決定**した際は、速やかに『就労証明書』を提出してください（認定期間は認定開始日から最長 90 日間です）。

### ③預かり保育の必要性を証明する書類について

変更がある度に提出が必要です。

保護者の状況に応じて提出書類が変わりますので、事前に下記までご相談ください。

※退職により家庭保育が可能となった際は、預かり保育の利用ができなくなります。

※育児休業取得中の場合は、原則預かり保育の利用は出来ません。ただし、家庭保育が困難な場合はご相談ください。

## 預かり保育 利用時間

平日・・・午前7時～8時まで、午後2時～6時まで

土曜日・長期休業日・・・午前7時～午後6時まで

※午後6時～7時の利用は、「特別預かり保育」を実施します。

### 【問い合わせ】

子ども課 子ども支援班 ☎84-3712

坂下南幼稚園 ☎83-2410

坂下東幼稚園 ☎83-8590